

特別支援教育支援員等配置要綱

(目的)

第1条 市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校及び高等学校（以下、「学校園」という。）において、教育上特別の支援を必要とする児童生徒（以下、「児童生徒」という。）の学習または生活上必要な支援に従事する支援員（以下、「特支支援員等」という。）を配置することについて、必要な事項を定める。

(特支支援員等の確保)

第2条 配置する特支支援員等は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 特別支援教育支援員（会計年度任用職員）
 - (2) 特別支援教育ボランティア
 - (3) 発達障害の児童生徒等への学習支援者（以下、「LD等支援者」という。）
- 2 特支支援員等は、地域の住民、団体、大学、保護者等の理解協力を得ながら、学校園が確保する。ただし、保護者を特別支援教育ボランティアとする場合は、事前に教育委員会事務局との協議を要する。
- 3 前項にかかわらず、同条第1項第3号のLD等支援者は、教育委員会事務局が確保する。

(特支支援員等の配置)

第3条 特支支援員等は、対象となる児童生徒が在籍する学校園に配置する。

- 2 特支支援員等の配置については、学校園からの申請にもとづき、学校園の状況及び支援の対象となる児童生徒の状況等を勘案し、年度ごとに教育委員会事務局が決定する。

(特支支援員等の役割・責務)

- 第4条 特支支援員等は、学校園において、特別支援教育に関する計画に基づき、学校園の長の指導・指示のもと、職務または活動を行う。
- 2 特支支援員等の具体的な職務または活動内容については、別途定める。
- 3 特支支援員等は、職務または活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後、または活動を終了した後も同様とする。

(特支支援員等の管理監督)

第5条 特支支援員等の管理監督者は学校園の長とする。

(巡回相談)

第6条 LD等支援者配置校では、大学教員等の専門家による巡回相談を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、特支支援員等を配置するにあたり必要な事項は、実施要領に定める。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(特別支援教育支援員配置事業実施要綱の廃止)

2 特別支援教育支援員配置事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日教育長決定）は廃止する。